

作物残留性農薬又は土壤残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令（昭和四十六年農林省令第二十四号）（案）

改正案	現行
<p>（作物残留性農薬に該当する農薬の使用の基準）</p> <p>第二条 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 結実する樹令に達していないかんきつ類の果樹に<u>実験室規模の研究用として</u>散布し、又は塗布する方法以外により使用しないこと。</p> <p>（土壤残留性農薬に該当する農薬の使用の基準）</p> <p>第三条 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名デイルドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 伐採された樹木その他土地から分離した樹木又は根株に<u>実験室規模の研究用として</u>散布し、又は塗布する方法以外により使用しないこと。</p>	<p>（作物残留性農薬に該当する農薬の使用の基準）</p> <p>第二条 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 結実する樹令に達していないかんきつ類の果樹に散布し、又は塗布する方法以外の方法により使用しないこと。</p> <p>（土壤残留性農薬に該当する農薬の使用の基準）</p> <p>第三条 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名デイルドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 伐採された樹木その他土地から分離した樹木又は根株に散布し、又は塗布する方法以外の方法により使用しないこと。</p>

いこと。

第四条 ヘキサクロルヘキサヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名アルドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病虫害の範囲及びその使用方法に關しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 樹木の苗木の育成の用に供される土地の土壤に実験室規模の研究用として混和する方法以外の方法により使用しないこと。

第四条 ヘキサクロルヘキサヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名アルドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病虫害の範囲及びその使用方法に關しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 樹木の苗木の育成の用に供される土地の土壤に混和する方法以外の方法により使用しないこと。